

(平成22年4月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間及び 38 年 7 月から 39 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 38 年 7 月から 39 年 3 月まで

国民年金に加入以降、夫が地区の婦人会役員や組長に国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初である昭和 35 年 12 月に国民年金に加入し、申立期間以外に未納は無く、厚生年金保険との切替手続も適切に行い、厚生年金保険の資格喪失後も厚生年金保険に任意加入し老齢年金の受給資格を得るなど、年金制度をよく理解し納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人は、「地区の婦人会役員や組長に国民年金保険料を納付した当時の世帯数は 15 世帯くらいで、集め終わらないと役場へ持って行けなかった。」と主張しているところ、A 町の資料において、当時、同地区には、婦人会役員や組長などから選任された国民年金協力員が集金を行う納付組織が存在しており、当時の世帯数は 14 ないし 16 世帯であったことが確認できる上、申立人と同地区で国民年金保険料を納付していた隣人は、「世帯数も少ない集落だったので申立人の世帯だけ未納というのはおかしいと思う。」と証言している。

さらに、申立人の昭和 38 年度について、申立期間②以外の期間は納付している特殊台帳が本来保存される必要があるにもかかわらず、特殊台帳が存在しないなど行政側の記録管理に不備がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年7月1日から同年8月26日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月1日に、資格喪失日に係る記録を同年8月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から同年8月26日まで

私は大学を平成8年3月に卒業し、同年4月からA社で働き始めた。労働条件等の問題で、同年8月25日に退職した。申立期間の厚生年金保険被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書及び預金通帳の記録により、申立人はA社に勤務し、申立期間のうち、平成8年7月1日から同年8月26日に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成8年7月の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録上、A社の健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成8年7月の保険料について納入の告

知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められる。

一方、申立人は、同僚の証言から平成8年4月からA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社で厚生年金保険の記録のある複数の同僚は「入社後3か月ほどの試用期間があり、すぐに厚生年金保険に加入させてくれなかったと記憶している。」と述べている上、平成7年6月に入社した同僚は「厚生年金保険に加入させてもらうまでは、国民年金保険料を納付した。」と述べており、事実、同年8月までの3か月間、国民年金保険料を納付していることが確認できることから、同社では、社員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立人のA社での雇用保険加入年月日は、平成8年7月1日となっている。

このほか、申立人の申立期間のうち、平成8年4月から同年6月までの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、平成8年4月1日から同年7月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額を平成 17 年 7 月 20 日は 21 万 2,000 円、同年 12 月 14 日は 41 万 3,000 円、18 年 7 月 31 日は 21 万 6,000 円、同年 12 月 13 日は 42 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 20 日
② 平成 17 年 12 月 14 日
③ 平成 18 年 7 月 31 日
④ 平成 18 年 12 月 13 日

昭和 63 年 7 月から A 社に継続勤務しており、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録に賞与の記録が無いことは納得がいかないため、申立期間の賞与の標準報酬記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを申し立てているところ、申立期間の各月の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、事業所が提出した賞与支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成 17 年 7 月 20 日は 21 万 2,000 円、同年 12 月 14 日

は41万3,000円、18年7月31日は21万6,000円、同年12月13日は42万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額を平成 17 年 7 月 20 日は 12 万円、同年 12 月 14 日は 14 万 2,000 円、18 年 7 月 31 日は 12 万 5,000 円、同年 12 月 13 日は 15 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 20 日
② 平成 17 年 12 月 14 日
③ 平成 18 年 7 月 31 日
④ 平成 18 年 12 月 13 日

昭和 63 年 7 月から A 社に継続勤務しており、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録に賞与の記録が無いことは納得がいかないため、申立期間の賞与の標準報酬記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを申し立てているところ、申立期間の各月の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、事業所が提出した賞与支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成 17 年 7 月 20 日は 12 万円、同年 12 月 14 日は 14 万 2,000 円、18 年 7 月 31 日は 12 万 5,000 円、同年 12 月 13 日は 15 万 6,000

円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額を平成 17 年 7 月 20 日は 17 万 6,000 円、同年 12 月 14 日は 34 万 3,000 円、18 年 7 月 31 日は 18 万円、同年 12 月 13 日は 35 万 1,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 20 日
② 平成 17 年 12 月 14 日
③ 平成 18 年 7 月 31 日
④ 平成 18 年 12 月 13 日

昭和 63 年 7 月から A 社に継続勤務しており、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録に賞与の記録が無いことは納得がいかないため、申立期間の賞与の標準報酬記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを申し立てているところ、申立期間の各月の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、事業所が提出した賞与支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成 17 年 7 月 20 日は 17 万 6,000 円、同年 12 月 14 日は 34 万 3,000 円、18 年 7 月 31 日は 18 万円、同年 12 月 13 日は 35 万 1,000

円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年3月までの期間及び15年2月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年4月から13年3月まで
② 平成15年2月から同年5月まで

年金記録を確認したところ、申立期間が未納とされていることが分かった。納付が遅れたことはあるが、確かに保険料は納付したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料を平成15年5月から6月ころ、申立期間②の国民年金保険料を申立期間①の保険料納付と同じ時期に同じようにA銀行B支店の窓口で納付したと主張しているが、同行同支店は、「保管している税金・公共料金受付票の平成15年5月分及び6月分を調査したが、申立人の受付票は見当たらなかったため、この時期に当店で納付されていないものと判断する。」と証言している。

また、申立人は、ある程度まとめて支払うため、銀行の預金を引き出し、何回かに分けて7万円から10万円ずつ納付したとするが、申立人の預金取引明細表(写)には、当該事実を裏付けるような記載は見当たらない。

さらに、申立期間①については、平成15年5月から6月の時点において時効のため保険料を納付できない期間であり、申立期間①及び②のいずれについても、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。